

死刑執行に強く抗議し、改めて死刑執行を停止し、死刑制度の 廃止についての全社会的議論を求める会長声明

3月25日、大阪拘置所及び福岡拘置所において各1名に対して死刑が執行された。岩城光英法務大臣による2度目の執行であり、第2次安倍内閣以降、死刑が執行されたのは、9回目で、合わせて16名になる。

日本弁護士連合会は、2015年12月9日、岩城法務大臣に対し、「死刑制度の廃止について全社会的議論を開始し、死刑の執行を停止するとともに、死刑えん罪事件を未然に防ぐ措置を緊急に講じることを求める要請書」を提出して、死刑制度とその運用に関する情報を広く公開し、死刑制度に関する世界の情勢について調査の上、調査結果と議論に基づき、今後の死刑制度の在り方について結論を出すこと、そのような議論が尽くされるまでの間、全ての死刑の執行を停止すること等を求め、また前回死刑が執行された同年12月18日には、死刑執行に抗議する声明を公表した。

当会においても、2013年及び2014年に、死刑執行に強く抗議し、死刑廃止について全社会的議論を開始することを求める会長声明を公表している。

このような状況における死刑の執行は極めて遺憾であり、当会としても重ねて強く抗議するものである。

2014年3月、静岡地方裁判所が袴田巖氏の第二次再審請求事件について、再審を開始し、死刑及び拘置の執行を停止する決定をした。現在、東京高等裁判所において即時抗告審が行われているが、もし死刑の執行がなされていたならば、まさに取り返しのつかない事態となっていた。袴田氏は48年ぶりに釈放されたが、その心身に不調を来しており、袴田事件は、えん罪の恐ろしさはもちろんのこと、死刑制度の問題点を浮き彫りにしている。

死刑の廃止は国際的な趨勢であり、世界で死刑を廃止又は停止している国は140か国に上っている。死刑を存置している国は58か国であるが、2014年に実際に死刑を執行した国は更に少なく、日本を含め22か国であった。

いわゆる先進国グループであるOECD（経済協力開発機構）加盟国（34か国）の中で死刑制度を存置している国は、日本・韓国・米国の3か国のみであるが、韓国は17年以上にわたって死刑の執行を停止、米国の19州は死刑を廃止しており、死刑を国家として統一して執行しているのは日本のみである。こうした状況を受け、国際人権（自由権）規約委員会は、2014年、日本政府に対し、死刑の廃止について十分に考慮すること等を勧告している。

当会は、これまでの死刑執行に対しても強く抗議する会長声明を公表してきたところであるが、今回の死刑執行に対し、改めて強く抗議するとともに、改めて死刑執行を停止し、死刑に関する情報を広く国民に公開し、死刑制度の廃止についての全社会的議論を求めるものである。

2016年6月9日

佐賀県弁護士会 会長 長戸和光